



情報セキュリティを強化! インターネットライフを快適にしていこう!

その3

身に覚えのない内容の請求メールは無視しよう!

■架空請求とは?

実際に利用した事実が無いにもかかわらず、有料ホームページを利用したかのような文言のメールを送り付け、ホームページ利用料金を請求してくるのが、「架空請求メール」です。

■ワンクリック請求とは?

送られてきた迷惑メール（スパムメール）の中で面白そうなホームページの案内を見つけ、クリックしたら、いきなり「会員登録完了」と表示され、利用料金が請求されることです。その画面には「個人識別コード」や「IPアドレス」などが表示されているので、慌てて料金を振り込みに行ってしまうところですが、一度のクリックだけで契約成立といった契約はありません。

るので、無視していれば大丈夫です。

■もし被害に遭ったら?その対策は?

「架空請求」「ワンクリック請求」いずれにしても、相手はただあなたの個人情報を狙っているのです。もし送られてきた場合でも、身に覚えのない請求に対して驚いたりせず落ち着いて対処しましょう。慌てて利用料金を振り込んだりしないこと。また、その業者に返信や連絡をしないようにしましょう。かえってメールアドレスや電話番号を相手に知らせることになり、新たなトラブルに巻き込まれる可能性があるからです。無視し続けることが得策です。



詳しくは、警視庁のホームページをご覧ください。
<http://www.npa.go.jp/nettrouble/index.htm>
<http://www.cyberpolice.go.jp/pc/index.html>

昭和
14年

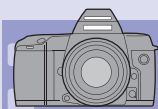
当時は、ボートで遊ぶことが娯楽の一つであり、大勢の方が利用していました。



現在



池に架かる橋は、鋼橋に架け替わり、池の北側には、多くの建物が建ちました。



写真で比べる昔と今
とぎの流

最終回

仲森池

写真提供 高橋泰造さん(泉町)